



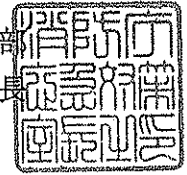
消防応第109号
平成20年7月2日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・政令市消防長

消防庁国民保護・防災部
応急対策室長



緊急消防援助隊運用要綱の改訂等について（通知）

緊急消防援助隊に係る体制の整備及び運用について、日頃からご尽力賜り感謝申し上げます。

さて、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「要綱」という。）について、今般の「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」（平成20年5月28日法律第41号）の公布等に伴い、別添のとおり改訂したので通知します。

貴職におかれては、その内容を十分に理解されるとともに、貴管内市町村及び消防機関に周知の上、その適切な運用にご配慮くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 概要

(1) 消防応援活動調整本部

ア 「緊急消防援助隊調整本部」を廃止し、新たに「消防応援活動調整本部」を設置した。（関係各条）

イ 消防組織法第44条の2の規定に基づき、消防応援活動調整本部の構成員、事務等について追加した。（第10条）

ウ 活動状況等の報告先に消防応援活動調整本部を追加した。（第20条第1項）

エ 知事の事務の委任等について追加した。(第30条)

オ 都道府県の即応体制等の強化について追加した。(第31条)

(2) 部隊移動

ア 後方支援本部の任務を追加した。(第11条第2項)

イ 消防組織法第44条及び第44条の3の規定に基づく部隊移動の運用、手続き等について追加した。(第13条～第15条)

ウ 部隊移動の手続きに関し、別記様式4-1から4-9を追加した。また、これに伴い様式の番号を整理した。

(3) その他

「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」(平成20年7月1日付け消防応第104号次長通知。以下「迅速出動要綱」という。)の策定等に伴い、次のとおり改訂を行った。

ア 応援等実施計画の重要性が一層高まったことから、「策定するよう努める」を「策定する」に改めた。(第3条第3項)

イ 出動準備及び出動可能隊数の報告の要件を改めた。(第9条第2項、第3項)

ウ 首都直下地震アクションプランにおいて、部隊が速やかに被災地に進出するため、進出拠点の定義を一部見直すとともに、進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合の措置について追加した。

(第2条(14)、第12条(4)ウ)

エ 緊急消防援助隊指揮支援本部に指揮支援隊長を派遣できない場合、指揮支援部隊長が、都道府県隊長の中から本部長を指名することを追加した。(第17条第1項)

オ 応援等実施計画等を策定又は修正した場合の関係機関に対する情報提供について追加した。(第25条)

2 施行日

「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」(平成20年5月28日法律第41号)の施行日

3 その他

- (1) 応援等実施計画及び受援計画について、策定済みの団体においては所要の見直しを行っていただきたい。また、応援等実施計画を策定されていない団体においては、上記変更点を踏まえた上、速やかに策定いただきたい。

なお、平成16年3月26日付け消防震第20号「緊急消防援助隊運用

要綱に係る留意点について」及び平成17年3月26日付け消防震第15号「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画」において示した応援等実施計画及び受援計画の参考例の改訂については、別途示す予定であること。

(2) 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、消防応援活動調整本部設置・運営訓練や迅速出動要綱に関する訓練を積極的に実施していただきたい。

(3) 本要綱の施行に伴い、次のア・イの通知中、「緊急消防援助隊調整本部」とあるのは「消防応援活動調整本部」と読み替えるものとする。

ア 平成19年5月23日付け消防応第64号「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等の策定並びに東海地震及び首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の改訂について」

イ 平成20年2月27日付け消防応第32号「平成20年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について」

(4) 本要綱の施行に伴い、次のア・イの通知を廃止する。

ア 平成16年8月18日付け消防震第55号「緊急消防援助隊の運用について」

イ 平成16年11月9日付け消防震第76号「緊急消防援助隊調整本部の運用の徹底について」

【担 当】

消防庁国民保護・防災部防災課
応急対策室広域応援係

門倉、吉川、八木

T E L 03-5253-7527

F A X 03-5253-7537

E-Mail r.yagi@soumu.go.jp

緊急消防援助隊運用要綱

平成16年3月26日 消防震第19号
改正 平成17年3月30日 消防震第14号（い）
改正 平成18年2月14日 消防応第15号（ろ）
改正 平成18年6月22日 消防応第94号（は）
改正 平成20年7月2日 消防応第109号（に）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 部隊移動
- 第5章 応援等指揮活動
- 第6章 受援計画
- 第7章 報告
- 第8章 その他

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- （2）現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。
- （3）指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
- （4）応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。（は）
- （5）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （6）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。

- (7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防機関をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第30条第3項）の属する都道府県をいう。（は）
- (11) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。
（い）（に）
- (15) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。（に）

第2章 応援等実施計画

（応援等実施計画）

第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊の編成
- (2) 出動体制
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

3 都道府県知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するものとする。（に）

4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県隊の編成
- (2) 都道府県隊の集結場所
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

5 都道府県知事は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、

代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見の集約を行うものとする。

(部隊編成)

第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。

3 都道府県隊の編成は、次の例によるものとする。

(1) 都道府県隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。

(3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ)

各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。

(4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。

(6) 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、別に編成する。

第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。

(2) 第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。

(3) 特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において、長官が別に定めるところにより出動する体制をいう。(は)

(応援要請)

第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)。

2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接、長官に対して要請するものとする（別記様式1-2）。

（消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等）

第7条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部を設置するものとする。

2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第44条及び基本計画に基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式2-1又は2-2）。また、災害情報の収集及び緊急消防援助隊の活動調整にあたらせるため、必要に応じ、消防庁職員を現地に派遣するものとする（は）（に）

3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第44条及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式2-1又は2-2）。この場合において、原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、部隊配備を行うものとする。

（は）（に）

4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。

5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、配備するものとする。（に）

（部隊の出動等）

第8条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊指揮隊を編成する場合にあっては、代表消防機関代行。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第9条 登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の

消防機関は、直ちに出勤可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし（別記様式 3-3）、都道府県は、当該都道府県隊の出勤可能隊数を消防庁に報告するものとする（別記様式 3-2）。

- 2 第一次出勤都道府県隊は、震度 6 弱（東京都特別区については震度 5 強）以上の地震災害又は火山の噴火災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出勤の準備を行うとともに、都道府県を通じて長官の求め又は指示を確認後（都道府県と連絡がとれない場合には、直接、消防庁に長官の求め又は指示を確認後）、出勤するものとする。（に）
- 3 長官は、東京都特別区以外で震度 5 強の地震が発生した場合等災害の状況に応じて、緊急消防援助隊の出勤の可能性があると考えられるときは、第一次出勤都道府県隊等について、出勤の準備を求めるものとする。この場合における出勤可能隊数の報告については、第 1 項の例によるものとする。（に）

（注）大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出勤準備及び出勤可能隊数の報告の求めについて通知する（別記様式 3-1）予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出勤可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

（注）登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出勤可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

（消防応援活動調整本部の設置）

第 10 条 被災地の属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条に規定に基づき緊急消防援助隊が出勤した場合は、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。（に）

- 2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。（に）
- 3 法第 44 条の 2 第 5 項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。（に）
 - （1）法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員（に）
 - （2）法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行（に）
 - （3）法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を管轄する消防本部の職員（に）
 - （4）法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が

- 「指名する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長（に）
- 4 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。（に）
 - 5 調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。（に）
 - (1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関する事。（に）
 - (2) 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関する事。（に）
 - (3) 各種情報の集約・整理に関する事。（い）（に）
 - (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関する事。（に）
 - (5) その他必要な事項に関する事。（に）
 - 6 消防応援活動調整本部長（以下「調整本部長」という。）は、法第44条の2第8項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。（に）
 - 7 応援都道府県隊長は、努めて調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。（ろ）（に）
 - 8 調整本部は、受援都道府県名を使用し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。（に）
 - 9 当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものとする。（に）
 - 10 当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。（に）

（後方支援本部の設置）

- 第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。（に）

（集結場所及び進出拠点の調整・連絡等）

- 第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。（い）

（1）都道府県隊の集結場所

代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定し

て策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする（以下（２）及び（３）について同じ）。（い）（ろ）（は）（に）

（２）受援都道府県における進出拠点の決定

消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整のうえ、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。（い）

（３）都道府県隊の出動ルート

都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、出動途上における状況の変化等によって出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。（い）（に）

（４）進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。（い）（に）

イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。（い）（に）

ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。（に）

第４章 部隊移動

（部隊移動の基本）（に）

第１３条 法第４４条及び法第４４条の３の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点等を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。

- （１）地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
- （２）市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- （３）東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合

２ 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。

ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

（長官の求め又は指示による部隊移動）（に）

第１４条 法第４４条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- （１）長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）に、部隊移

動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。

- (2) 長官は、前号と同時に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。
- (3) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-2）。
- (4) 緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊援隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-3）。
- (5) 長官は、前3号及び4号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式4-4、4-5）。
- (6) 長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする（別記様式4-6）。

（都道府県知事の指示による部隊移動）（に）

第15条 法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- (2) 調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 都道府県知事は、前号の調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式4-7）。
- (4) 前号の指示については、第17条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする（別記様式4-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあっては当該市長村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式4-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第5章 応援等指揮活動

(指揮体制)

- 第16条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。（い）（は）
- 2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
 - 3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
 - 4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
 - 5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 第17条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。この場合、指揮支援隊長を本部長とする。
- ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。（ろ）（に）
- 2 指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - (1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 調整本部への連絡に関すること。（い）（に）
 - (4) その他必要な事項に関すること。
 - 3 指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(現場到着及び都道府県隊本部の設置)

- 第18条 都道府県隊長は、現場到着したときは、速やかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に報告し、次の事項について確認するものとする。（い）
- (1) 災害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 都道府県隊本部を設置する場合はその位置
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地水利状況
 - (7) その他活動上必要な事項
- 2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。

3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。
- (2) 都道府県隊の後方支援に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。

（情報提供等）（い）

第19条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式5「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。（に）

（活動報告等）（い）

第20条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況及びその他必要な事項について、適宜、消防庁及び調整本部に報告するものとする。（に）

2 指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊指揮体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況及びその他必要な事項について、適宜、報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第21条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次により行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。（に）
- (2) 指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波1を使用する。（に）
- (3) 被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、全国共通波2及び全国共通波3のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。（ろ）
- (4) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合、上記(3)で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。（ろ）
- (5) 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、次により行うものとする。（ろ）

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。（に）

ア 応援要請を行う場合

- イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合（に）

（活動終了等）

第22条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。（い）

- （1）緊急消防援助隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- （2）活動中の異常の有無
- （3）隊員の負傷の有無
- （4）車両、資機材等の損傷の有無
- （5）その他必要な事項

2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。（い）

3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、前1項に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。（い）（に）

（帰署（所）報告）

第23条 部隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨、消防庁に報告するものとする。

第6章 受援計画

（受援計画）

第24条 都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。（い）

2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。

- （1）調整本部の運営体制（い）（に）
- （2）情報提供体制
- （3）進出拠点及び当該拠点への連絡体制（い）
- （4）被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- （5）ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- （6）その他必要な事項

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- （1）当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
- （2）地域防災計画の内容と整合を図ること。

第7章 報告

(計画の報告)

第25条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都道府県隊応援等実施計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、第一次出動都道府県及び出場準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

(活動結果報告) (い)

第26条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に、次の事項を報告するものとする(別記様式6)。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。

第8章 その他

(医師等との連携)

第27条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第28条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第29条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊に登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県知事の事務の委任等) (に)

第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。

(都道府県の即応体制等の強化) (に)

第31条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、都道府県知事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。

2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。

3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。

(その他)

第32条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成 年 月 日	

消 防 庁 長 官 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第 4 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害	B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特殊 装 備 部 隊	密 閉 空 間 火 災 等 対 応 隊	
		遠 距 離 大 量 送 水 隊			
			その他の部隊		
応援部隊の集結場所及び到達ルート			決定(添付書類 部)・未決定		
指揮体制及び無線運用体制			決定(添付書類 部)・未決定		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
その他の添付書類					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	〇〇都道府県				TEL - - FAX - -

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成 年 月 日	

〇 〇 都 道 府 県 知 事 } 殿
消 防 庁 長 官 }

〇 〇 市 町 村 長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊			B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し			密閉空間火災等対応隊	
			特殊 装備 部隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊	
	その他の部隊				
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	〇〇市町村				TEL - - FAX - -

緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事

市町村長

} 殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の求め

平成 年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県

において発生した 災害について、

{ () 当該被災地の知事から応援等の要請がありましたので、

{ () 当該被災地の知事からの応援等の要請がありませんが、

災害の規模等に照らし緊急を要するので、消防組織法第44条(第1項、第2項、第4項)の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。

1 災害の状況及び出場先

発生場所

進出拠点

都・道・府・県

市・区・町・村

災害の状況

2 出動を求める部隊

消防本部

部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

任務及び特記事項

3 出動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

4 その他 …… 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。

問い合わせ先 :	消防庁応急対策室	広域応援班
消防防災無線電話 (アクセス)	+7860~7862	電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX (アクセス)	+7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事

市町村長

} 殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の指示

平成 年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県
 において発生した _____ 災害について、
 _____ に著しい被害が生じているので
 { N災害・B災害・C災害 に対処するために特別の必要があるので、
 消防組織法第44条第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を指示します。

1 災害の状況及び出場先

発生場所

進出拠点

_____ 都・道・府・県

_____ 市・区・町・村

災害の状況

2 出動を求める部隊

消防本部

部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

任務及び特記事項

3 出動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

4 その他 …… 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。

問い合わせ先 :	消防庁応急対策室	広域応援班
消防防災無線電話	(アクセス) +7860~7862	電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX	(アクセス) +7789	FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告の求め

文書番号

平成 年 月 日

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

消防庁応急対策室長

緊急消防援助隊の出動準備及び出動可能隊の報告の求め

平成 年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県

において、 _____ が発生し、大きな被害が出たおそれがあります。
 ついては、緊急消防援助隊の出動を求める(又は指示する)可能性がありますので、下記の部隊について、貴都道府県の現在出動可能な部隊数を至急把握し、別記様式3 - 2にて30分以内に報告願います。
 併せて、次の連絡で被災地への出動の求め(又は指示)がなされた場合、迅速に出動できるように各部隊の出動の準備をお願いします。

出動を求める(又は指示する)可能性がある部隊 (印のついたもの)

部隊種別	指定
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	指定	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

連絡事項

問い合わせ先 :	消防庁応急対策室	広域応援班
消防防災無線電話	(アクセス) +7860~7862	電話 03 - 5253 - 7527
消防防災無線FAX	(アクセス) +7789	FAX 03 - 5253 - 7537

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分

(都道府県名)

消防庁応急対策室長 殿

(災害名)

部 隊 種 別		隊 数	人 数	備 考	登録隊数
指揮支援隊					
都道府県指揮隊					
消火部隊					
救助部隊					
救急部隊					
後方支援隊					
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊				
	大規模危険物火災対応隊				
	密閉空間火災等対応隊				
特殊 装備 部隊	水難救助隊				
	遠距離大量送水隊				
	消防活動二輪隊				
	震災対応特殊車両隊				
	その他の特殊な装備隊				
航空部隊(ヘリ)					
水上部隊					
合 計					

連絡担当課
_____連絡責任者
_____電話番号 防災無線
_____NTT

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分
(消防本部名)

都道府県消防防災主管部長 } 殿
代表消防機関消防長 }

(災害名) _____

部 隊 種 別		隊 数	人 数	備 考	登録隊数
指揮支援隊					
都道府県指揮隊					
消火部隊					
救助部隊					
救急部隊					
後方支援隊					
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊				
	大規模危険物火災対応隊				
	密閉空間火災等対応隊				
特殊 装備 部隊	水難救助隊				
	遠距離大量送水隊				
	消防活動二輪隊				
	震災対応特殊車両隊				
	その他の特殊な装備隊				
航空部隊(ヘリ)					
水上部隊					
合 計					

連絡担当課 _____

連絡責任者 _____

電話番号 防災無線 _____

NTT _____

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見(照会)

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部(_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862

電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789

FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿
(消防応援活動調整本部経由)

市 町 村 長

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見(回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

緊急消防援助隊部隊移動

消防庁長官 殿

平成 年 月 日

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見(回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

--

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の求め

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を求めます。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部(_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 _____ 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862

電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789

FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部(_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班
消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
(消防応援活動調整本部経由)

消 防 庁 長 官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行ったので、連絡します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862

電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789

FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県隊長 }
指揮支援隊長 } 殿

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動が指示されましたので、消防組織法第44条の3第4項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数	
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

〇〇〇〇災害に係る緊急消防援助隊指揮体制

平成XX年X0月XX日XX時X0分現在

第〇〇版

被災都道府県

※災害情報等に関する連絡先
消防庁災害対策本部(消防庁危機管理センター)
TEL:03-5253-7510
FAX:03-5253-7553

※緊急消防援助隊に関する連絡先
消防庁応急対策室
TEL:03-5253-7527
FAX:03-5253-7537

消防応援活動調整本部(〇〇県災害対策本部)

TEL:0XX-XXX-XXXX FAX:0XX-XXX-XXXX
地域衛星電話:*X-XX-0XX-XXX-XXX
本部長 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
副本部長 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
副本部長 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
代表消防本部 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
他構成員 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
" 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
災害対策本部 TEL:0XX-XXX-XXXX FAX:0XX-XXX-XXXX
代表消防本部直通 TEL:0XX-XXX-XXXX FAX:0XX-XXX-XXXX

※消防庁現地派遣員

〇〇県災害対策本部(県庁) 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

航空部隊
被災都道府県航空消防隊 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
(被災都道府県航空消防隊事務所)
指揮支援隊長:〇〇市消防局(航空隊担当)
〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇〇市災害対策本部

〇〇〇市

〇〇市災害対策本部

〇〇市

〇〇〇市緊急消防援助隊指揮支援本部

〇〇〇地域消防本部 TEL:0XXXX-XX-0XXX
FAX:0XXXX-XX-0X0X
地域衛星電話:*X-XX-0XX-XXX-XXX
指揮支援隊長:〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)
被災地代表消防本部:〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇市緊急消防援助隊指揮支援本部

〇〇市消防本部 TEL:0XXXX-XX-0XXX
FAX:0XXXX-XX-XXXX
地域衛星電話:*X-XX-0XX-XXX-XXX
指揮支援隊長:〇〇市消防局
被災地代表消防本部:〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇県隊

〇〇県隊長
〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇〇県隊

〇〇〇県指揮隊長
〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

〇〇〇県隊

〇〇〇県指揮隊長
〇〇市消防局 〇〇〇〇(0X0-XXXX-XXXX)

指揮支援隊	県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	特殊装備隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

指揮支援隊	県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	特殊装備隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

指揮支援隊	県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	特殊装備隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

県内応援隊

〇〇県隊

集結地:〇〇〇地域消防本部

府県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	隊数合計
隊数				

県内応援隊

〇〇県隊

集結地:〇〇市消防本部

府県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	隊数合計
隊数				

後方支援本部

消防本部連絡先
〇〇市消防局 TEL:0XX-XXX-XXXX
FAX:0XX-XXX-XXXX

〇〇市消防局 TEL:0XX-XXX-XXXX
FAX:0XX-XXX-XXXX

〇〇市消防局 TEL:0XX-X0X-XXXX
FAX:0XX-X0X-XXXX

緊急消防援助隊活動報告

1 出動の状況

都道府県名				緊急消防援助隊番号	
消 防 本 部 名					
災害名					
出動先市町村					
出動の求め又は指示を受けた年月日		年 月 日			
出動した期間	出動した日時	年 月 日 時 分			
	帰署(所)した日時	年 月 日 時 分			
	期間	日 間			
出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数
	指揮支援隊	隊	指揮車	台	人
			通信車	台	
			その他の車両	台	
	都道府県隊指揮隊	隊	指揮車	台	人
			通信車	台	
			その他の車両	台	
	消 火 隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人
			水槽付消防ポンプ自動車	台	
			化学消防ポンプ自動車	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救 助 隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人
			救助工作車Ⅲ型	台	
			救助工作車Ⅳ型	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救 急 隊	隊	高規格救急車	台	人
			上記以外の救急車	台	
			計	台	
後方支援隊	隊	支援車	台	人	
		支援車Ⅱ型	台		
		その他の車両	台		
		計	台		

出動の状況	隊の種類		出動隊数	出動車両等		出動隊員数	
		航空隊	隊	ヘリコプター	機	人	
			うちヘリテレ有り	機			
			うち消火タンク有り	機			
	水上隊	隊	消防艇	艇	人		
	毒劇物等対応隊	隊	特殊車両	台	人		
			その他の車両	台			
	大規模危険物 火災等対応隊	隊	大型化学車	台	人		
			大型高所放水車	台			
			泡原液搬送車	台			
			屈折放水塔車	台			
			耐熱装甲型救助活動車	台			
	密閉空間 火災等対応隊	隊	高発泡車	台	人		
	計	隊	計	台	人		
	遠距離大量送水隊	隊	遠距離送水用大型ポンプ車	台	人		
			ホース延長車	台			
	消防活動二輪隊	隊	自動二輪車	台	人		
	震災対応 特殊車両隊	隊	震災工作車	台	人		
	水難救助隊	隊	水難救助車	台	人		
			その他の車両	台			救助艇
	その他の 特殊装備隊	隊	はしご自動車	台	人		
			屈折はしご自動車	台			
			電源車・照明車	台			
			大型水槽車	台			
			空気ボンベ充填車	台			
			消火ロボット等	台			
	計	隊	計	台	人		
	合計	隊	車両	台	人		
			のべ	台			
			ヘリコプター	機			
			のべ	機	※のべ 人		
			消防艇	艇			
			のべ	艇			

※ 出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。
 ※ 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

2 活動の状況

現地到着日時		年	月	日	時	分
現地を離れた日時		年	月	日	時	分
主な活動内容	活動場所					
	活動概要					
	活動開始日時					
活動時間						
	活動隊数					
活動中の異常の有無						
隊員の負傷の有無						
車両・資機材の損傷						
その他特記事項						

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

新	旧
緊急消防援助隊運用要綱	緊急消防援助隊運用要綱
平成16年3月26日 消防震第19号	平成16年3月26日 消防震第19号
改正 平成17年3月30日 消防震第14号 (い)	改正 平成17年3月30日 消防震第14号 (い)
改正 平成18年2月14日 消防応第15号 (ろ)	改正 平成18年2月14日 消防応第15号 (ろ)
改正 平成18年6月22日 消防応第94号 (は)	改正 平成18年6月22日 消防応第94号 (は)
改正 平成20年7月2日 消防応第109号 (に)	
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第2章 応援等実施計画	第2章 応援等実施計画
第3章 応援等出動	第3章 応援等出動
第4章 部隊移動	_____
第5章 応援等指揮活動	第4章 応援等指揮活動
第6章 受援計画	第5章 受援計画
第7章 報告	第6章 報告
第8章 その他	第7章 その他
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下	第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」(平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。</p> <p>(2) 現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。</p> <p>(3) 指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。</p> <p>(4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。(は)</p> <p>(5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。</p> <p>(6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。</p> <p>(7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防</p>	<p>「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」(平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。</p> <p>(2) 現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。</p> <p>(3) 指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。</p> <p>(4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。(は)</p> <p>(5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。</p> <p>(6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。</p> <p>(7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防</p>
---	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>機関をいう。</p> <p>(8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。</p> <p>(9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。</p> <p>(10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第30条第3項）の属する都道府県をいう。（は）</p> <p>(11) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(12) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(13) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(14) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は<u>進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。</u>（い）<u>（に）</u></p> <p>(15) <u>部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。</u>（に）</p>	<p>機関をいう。</p> <p>(8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。</p> <p>(9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。</p> <p>(10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第30条第3項）の属する都道府県をいう。（は）</p> <p>(11) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(12) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(13) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(14) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、<u>または進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内において最初に集結</u>する拠点をいう。（い）</p>
---	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>第2章 応援等実施計画</p> <p>(応援等実施計画)</p> <p>第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援部隊の編成</p> <p>(2) 出動体制</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>3 <u>都道府県知事</u>は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するものとする。 (に)</p> <p>4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都道府県隊の編成</p> <p>(2) 都道府県隊の集結場所</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>5 <u>都道府県知事</u>は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代</p>	<p>第2章 応援等実施計画</p> <p>(応援等実施計画)</p> <p>第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援部隊の編成</p> <p>(2) 出動体制</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>3 <u>都道府県の知事</u>は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都道府県隊の編成</p> <p>(2) 都道府県隊の集結場所</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>5 <u>都道府県の知事</u>は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代</p>
--	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見の集約を行うものとする。</p> <p>(部隊編成)</p> <p>第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。</p> <p>2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。</p> <p>3 都道府県隊の編成は、__次の例によるものとする。</p> <p>(1) 都道府県隊指揮隊は、原則として、__代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。</p> <p>(3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ)</p> <p>各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。</p>	<p>表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見の集約を行うものとする。</p> <p>(部隊編成)</p> <p>第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。</p> <p>2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。</p> <p>3 都道府県隊の編成は、__次の例によるものとする。</p> <p>(1) 都道府県隊指揮隊は、原則として__代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。</p> <p>(3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ)</p> <p>各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。</p>
---	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式2-1又は2-2）。この場合において、原則として、<u>応援先市町村</u>を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、<u>応援先都道府県</u>を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する<u>消防応援活動調整本部と調整のうえ</u>、部隊配備を行うものとする。（は）<u>（に）</u></p> <p>4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、<u>都道府県隊</u>を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、<u>当該指揮支援部隊の担当する区域</u>に配備するものとする。</p> <p>5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、<u>第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ</u>、配備するものとする。<u>（に）</u></p> <p>（部隊の出動等）</p> <p>第8条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、<u>速やかに</u>部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊指揮隊を編成する場合にあっては、<u>代表消防機関代行</u>。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の</p>	<p>及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式2-1又は2-2）。この場合において、原則として、<u>応援先市町村</u>を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、<u>応援先都道府県</u>を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する<u>緊急消防援助隊調整本部と調整の上</u>、部隊配備を行うものとする。（は）</p> <p>4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、<u>都道府県隊</u>を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、<u>当該指揮支援部隊の担当する区域</u>に配備するものとする。</p> <p>5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、<u>第10条に規定する緊急消防援助隊調整本部と調整の上</u>、配備するものとする。</p> <p>（部隊の出動等）</p> <p>第8条 長官の求め又は指示を受けた応援<u>都</u>道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、<u>速やかに</u>部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊指揮隊を編成する場合にあっては、<u>代表消防機関代行</u>。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の</p>
--	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

(注) 大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出動可能隊数の報告の求めについて通知する(別記様式3-1) 予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(注) 登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(注) 大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出動可能隊数の報告の求めについて通知する(別記様式3-1) 予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(注) 登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(参考 基本計画による出動準備を行う部隊)

災害規模	出動準備を行う部隊
震度6弱(東京都特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震災害が発生した場合又は緊急火山情報が発令された場合	災害発生都道府県に対応する指揮支援部隊
震度6強(東京都特別区及び政令指定都市については震度6弱)以上の地震災害又は火山の噴火災害が発生した場合	災害発生都道府県に対応する第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊(第一次出動都道府県は、出動準備の後、長官の定めるところ(上記第9条第2項)により参集を開始するものとする。)

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>(消防応援活動 調整本部の設置)</p> <p>第10条 被災地の属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条に規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。(に)</p> <p>2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。(に)</p> <p>3 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。(に)</p> <p>(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員 (に)</p> <p>(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 (に)</p> <p>(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を管轄する消防本部の職員 (に)</p> <p>(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任名する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長 (に)</p>	<p>(緊急消防援助隊調整本部の設置)</p> <p>第10条 緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。緊急消防援助隊調整本部は、原則として、被災地が一の市町村の場合には当該市町村が設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には受援都道府県が設置するものとする。</p> <p>2 市町村が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、市町村長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、都道府県派遣職員、指揮支援部隊長、受援都道府県代表消防機関の派遣職員（又は受援都道府県内広域応援消防隊の代表。次項において同じ。）とし、市町村長又はその委任を受けた者を本部長とし、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を副本部長とする。この場合において、緊急消防援助隊調整本部は、消防庁、次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。(ろ)</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 各種情報の集約・整理に関すること。(い)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。</p> <p>(5) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 受援都道府県が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、都道府県知事又はその委任を受けた者、被災地である市町村の派遣職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、受援</p>
---	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>4 <u>被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。(に)</u></p> <p>5 <u>調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。(に)</u></p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。(に)</u></p> <p><u>(2) 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。(に)</u></p> <p><u>(3) 各種情報の集約・整理に関すること。(い)(に)</u></p> <p><u>(4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。(に)</u></p> <p><u>(5) その他必要な事項に関すること。(に)</u></p> <p>6 <u>消防応援活動調整本部長(以下「調整本部長」という。)は、法第44条の2第8項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。(に)</u></p> <p>7 <u>応援都道府県隊長は、努めて_____調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。(ろ)(に)</u></p> <p>8 <u>_____調整本部は、_____受援都道府県名を使用し、_____「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。(に)</u></p> <p>9 <u>当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものと</u></p>	<p><u>都道府県代表消防機関の派遣職員とし、都道府県知事又はその委任を受けた者を本部長とし、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を副本部長とする。この場合において、緊急消防援助隊調整本部は、消防庁、次条の後方支援本部及び第14条の緊急消防援助隊指揮支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。(い)(ろ)</u></p> <p><u>(1) 指揮者との連携による緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(3) 各種情報の集約・整理に関すること。(い)</u></p> <p><u>(4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他必要な事項に関すること。</u></p> <p>4 <u>応援都道府県隊長は、努めて緊急消防援助隊調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。(ろ)</u></p> <p>5 <u>緊急消防援助隊調整本部は、受援市町村名又は受援都道府県名を使用し、「〇〇市町村緊急消防援助隊調整本部」又は「〇〇都道府県緊急消防援助隊調整本部」と呼称する。</u></p>
---	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>する。<u>(に)</u></p> <p>10 <u>当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。(に)</u></p> <p>(後方支援本部の設置)</p> <p>第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。</p> <p>2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、<u>出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。(に)</u></p> <p>(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)</p> <p>第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)</p> <p>(1) 都道府県隊の集結場所</p> <p>代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。</p> <p>なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は_____調整本部と調</p>	<p>(後方支援本部の設置)</p> <p>第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。</p> <p>2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、_____出動部隊の活動支援を行うものとする。</p> <p>(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)</p> <p>第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)</p> <p>(1) 都道府県隊の集結場所</p> <p>代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。</p> <p>なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は<u>緊急消防援助隊調整本部</u>と調</p>
--	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>整するものとする。</p> <p>ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする（以下（２）及び（３）について同じ）。(い) (ろ) (は) <u>(に)</u></p> <p>(２) 受援都道府県における進出拠点の決定</p> <p>消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整の<u>うえ</u>、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。</p> <p>(い)</p> <p>(３) 都道府県隊の出動ルート</p> <p>都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて<u>出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。</u></p> <p>なお、出動途上における状況の変化等によって<u>出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、</u> _____ <u>調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。(い) (に)</u></p> <p>(４) 進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務</p> <p>ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を _____ <u>調整本部に報告するものとする。(い) (に)</u></p> <p>イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、 _____ <u>調整本</u></p>	<p>整するものとする。</p> <p>ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする（以下（２）及び（３）について同じ）。(い) (ろ) (は)</p> <p>(２) 受援都道府県における進出拠点の決定</p> <p>消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整の<u>上</u>、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。</p> <p>(い)</p> <p>(３) 都道府県隊の出動ルート</p> <p>都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて、<u>出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。</u></p> <p>なお、出動途上における状況の変化等によって、<u>出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、緊急消防援助隊調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。(い)</u></p> <p>(４) 進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務</p> <p>ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を<u>緊急消防援助隊調整本部に報告するものとする。(い)</u></p> <p>イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、<u>緊急消防援助隊調整本</u></p>
--	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い) <u>(に)</u></p> <p><u>ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。(に)</u></p> <p>第4章 部隊移動</p> <p><u>(部隊移動の基本) (に)</u></p> <p><u>第13条 法第44条及び法第44条の3の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合</u></p> <p><u>(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合</u></p> <p><u>(3) 東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合</u></p> <p><u>2 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。</u></p> <p><u>ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。</u></p>	<p>部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い)</p>
---	----------------------------------

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p><u>(長官の求め又は指示による部隊移動) (に)</u></p> <p><u>第14条 法第44条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。</u></p> <p><u>(2) 長官は、前号と同時に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。</u></p> <p><u>(3) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-2）。</u></p> <p><u>(4) 緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊援隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-3）。</u></p> <p><u>(5) 長官は、前3号及び4号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式4-4、4-5）。</u></p> <p><u>(6) 長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする</u></p>	
---	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p><u>(別記様式 4-6)。</u></p> <p><u>(都道府県知事の指示による部隊移動) (に)</u></p> <p><u>第 15 条 法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>(2) 調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。</u></p> <p><u>(3) 都道府県知事は、前号の調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする (別記様式 4-7)。</u></p> <p><u>(4) 前号の指示については、第 17 条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする (別記様式 4-8)。</u></p> <p><u>(6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあっては当該</u></p>	
--	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p><u>市長村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式4-9）。</u></p> <p><u>(7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。</u></p> <p><u>(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。</u></p> <p>第5章 応援等指揮活動</p> <p>(指揮体制)</p> <p>第16条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。(い) (は)</p> <p>2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。</p> <p>3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。</p>	<p>第4章 応援等指揮活動</p> <p>(指揮体制)</p> <p>第13条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。(い) (は)</p> <p>2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。</p> <p>3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。</p>
---	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)</p> <p>第17条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部 <u>(以下「指揮支援本部」という。)</u>を設置するものとする。この場 合、指揮支援隊長を本部長とする。</p> <p><u>ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中 から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。(ろ)(に)</u></p> <p>2 _____指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとす る。</p> <p>(1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に 関すること。</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) _____調整本部への連絡に関すること。(い)(に)</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 _____指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇 市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。</p> <p>(現場到着及び都道府県隊本部の設置)</p> <p>第18条 都道府県隊長は、現場到着したときは、<u>速やかに</u>、都道 府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助 隊指揮支援本部長 <u>(以下「指揮支援本部長」という。)</u>に報告し、 次の事項について確認するものとする。(い)</p> <p>(1) 災害状況</p> <p>(2) 活動方針</p>	<p>(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)</p> <p>第14条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部 _____を設置するものとする。この場 合、指揮支援隊長を本部長とする。(ろ)</p> <p>2 <u>緊急消防援助隊</u>指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとす る。</p> <p>(1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に 関すること。</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>緊急消防援助隊</u>調整本部への連絡に関すること。(い)</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 <u>緊急消防援助隊</u>指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇 市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。</p> <p>(現場到着及び都道府県隊本部の設置)</p> <p>第15条 都道府県隊長は、現場到着したときは、<u>すみやかに</u>、都道 府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助 隊指揮支援本部長 _____に報告し、 次の事項について確認するものとする。(い)</p> <p>(1) 災害状況</p> <p>(2) 活動方針</p>
--	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>(3) 活動地域及び任務 (4) 都道府県隊本部を設置する場合はその位置 (5) 使用無線系統 (6) 地水利状況 (7) その他活動上必要な事項</p> <p>2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。</p> <p>3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。 (2) 都道府県隊の後方支援に関すること。 (3) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。</p> <p>(情報提供等) (い)</p> <p>第19条 消防庁は、指揮者、_____調整本部、_____指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式5「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。(に)</p> <p>(活動報告等) (い)</p> <p>第20条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめと</p>	<p>(3) 活動地域及び任務 (4) 都道府県隊本部を設置する場合はその位置 (5) 使用無線系統 (6) 地水利状況 (7) その他活動上必要な事項</p> <p>2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。</p> <p>3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。 (2) 都道府県隊の後方支援に関すること。 (3) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。</p> <p>(情報提供等) (い)</p> <p>第16条 消防庁は、指揮者、<u>緊急消防援助隊調整本部</u>、<u>緊急消防援助隊指揮支援本部</u>、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式4「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。</p> <p>(活動報告等) (い)</p> <p>第17条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめと</p>
--	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。(ろ)</p> <p>(5) 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。</p> <p>2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、<u>次</u>により行うものとする。(ろ)</p> <p>(1) 無線統制は、指揮支援部隊長又は_____指揮支援本部長の指示により行う。</p> <p>(2) 無線統制が実施された場合、_____調整本部又は_____指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、_____調整本部又は_____指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。<u>(に)</u></p> <p>ア 応援要請を行う場合</p> <p>イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合</p> <p>ウ 新たな災害が発生した場合</p> <p>エ _____調整本部又は_____指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 <u>(に)</u></p> <p>(活動終了等)</p> <p>第22条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。(い)</p>	<p>国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。(ろ)</p> <p>(5) 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。</p> <p>2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、<u>次</u>により行うものとする。(ろ)</p> <p>(1) 無線統制は、指揮支援部隊長又は<u>緊急消防援助隊</u>指揮支援本部長の指示により行う。</p> <p>(2) 無線統制が実施された場合、<u>緊急消防援助隊</u>調整本部又は<u>緊急消防援助隊</u>指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、<u>緊急消防援助隊</u>調整本部又は<u>緊急消防援助隊</u>指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。</p> <p>ア 応援要請を行う場合</p> <p>イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合</p> <p>ウ 新たな災害が発生した場合</p> <p>エ <u>緊急消防援助隊</u>調整本部又は<u>緊急消防援助隊</u>指揮支援本部からの特命事項について報告する場合</p> <p>(活動終了等)</p> <p>第19条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。(い)</p>
--	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>(1) 緊急消防援助隊の活動概要（場所、時間、隊数等）</p> <p>(2) 活動中の異常の有無</p> <p>(3) 隊員の負傷の有無</p> <p>(4) 車両、資機材等の損傷の有無</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに_____調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。(い)</p> <p>3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、<u>前項</u>に基づき現場における活動を終了した場合には、<u>前1項</u>に掲げる事項を指揮者及び_____調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引__揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。(い) <u>(に)</u></p> <p>(帰署(所)報告)</p> <p>第<u>23</u>条 部隊が帰署(所)した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨、消防庁に報告するものとする。</p> <p>第<u>6</u>章 受援計画</p> <p>(受援計画)</p> <p>第<u>24</u>条 都道府県 知事は、<u>あらかじめ</u>、当該都道府県内の市町村</p>	<p>(1) 緊急消防援助隊の活動概要（場所、時間、隊数等）</p> <p>(2) 活動中の異常の有無</p> <p>(3) 隊員の負傷の有無</p> <p>(4) 車両、資機材等の損傷の有無</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに<u>緊急消防援助隊調整本部</u>に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。(い)</p> <p>3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、<u>上記2</u>に基づき現場における活動を終了した場合には、<u>上記1</u>に掲げる事項を指揮者及び<u>緊急消防援助隊調整本部</u>に報告し、指揮支援部隊長の<u>引き揚げ</u>指示により被災地から引き揚げるものとする。(い)</p> <p>(帰署(所)報告)</p> <p>第<u>20</u>条 部隊が帰署(所)した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨__消防庁に報告するものとする。</p> <p>第<u>5</u>章 受援計画</p> <p>(受援計画)</p> <p>第<u>21</u>条 都道府県の知事は、<u>予め</u>_____、当該都道府県内の市町村</p>
---	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。(い)</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) _____調整本部の運営体制 (い) <u>(に)</u></p> <p>(2) 情報提供体制</p> <p>(3) 進出拠点及び当該拠点への連絡体制 (い)</p> <p>(4) 被災地への到達ルート及び燃料補給体制</p> <p>(5) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>3 <u>都道府県知事</u>は、受援計画の策定及び変更にあたっては、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。</p> <p>(2) 地域防災計画の内容と整合を図ること。</p> <p>第7章 報告</p> <p>(計画の報告)</p> <p><u>第25条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都道府県隊応援等実施計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)</u></p> <p>2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報</p>	<p>が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。(い)</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>緊急消防援助隊調整本部</u>の運営体制 (い)</p> <p>(2) 情報提供体制</p> <p>(3) 進出拠点及び当該拠点への連絡体制 (い)</p> <p>(4) 被災地への到達ルート及び燃料補給体制</p> <p>(5) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>3 <u>都道府県の知事</u>は、受援計画の策定及び変更にあたっては、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。</p> <p>(2) 地域防災計画の内容と整合を図ること。</p> <p>第6章 報告</p> <p>(計画の報告)</p> <p><u>第22条 都道府県の知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、応援等実施計画及び受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するものとする。</u></p>
--	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p><u>告するとともに、第一次出動都道府県及び出場準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)</u></p> <p>(活動結果報告) (い)</p> <p>第<u>26</u>条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に<u>次</u>の事項を報告するものとする (別記様式<u>6</u>)。</p> <p>(1) 消防本部名 (2) 活動隊数及び隊員数 (3) 活動開始日時、活動時間 (4) 活動場所 (5) 活動概要 (6) 使用資機材 (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況 (8) その他特記事項</p> <p>2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。</p> <p>第<u>8</u>章 その他</p> <p>(医師等との連携)</p> <p>第<u>27</u>条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医</p>	<p>(活動結果報告) (い)</p> <p>第<u>23</u>条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に<u>次</u>の事項を報告するものとする (別記様式<u>5</u>)。</p> <p>(1) 消防本部名 (2) 活動隊数及び隊員数 (3) 活動開始日時、活動時間 (4) 活動場所 (5) 活動概要 (6) 使用資機材 (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況 (8) その他特記事項</p> <p>2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。</p> <p>第<u>7</u>章 その他</p> <p>(医師等との連携)</p> <p>第<u>24</u>条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医</p>
--	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>師等と連携して行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>都道府県</u> 知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、<u>都道府県隊</u>の体制の構築等に努めるものとする。</p> <p>(関係行政機関との連絡調整)</p> <p>第<u>28</u>条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)</p> <p>第<u>29</u>条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)</p> <p>2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。</p> <p>(都道府県知事の事務の委任等) (に)</p> <p>第<u>30</u>条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。</u></p> <p>(都道府県の即応体制等の強化) (に)</p> <p>第<u>31</u>条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同</p>	<p>師等と連携して行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>都道府県の知事</u>は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、<u>都道府県隊</u>の体制の構築等に努めるものとする。</p> <p>(関係行政機関との連絡調整)</p> <p>第<u>25</u>条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)</p> <p>第<u>26</u>条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)</p> <p>2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。</p>
--	---

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p><u>訓練等において、都道府県知事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。</u></p> <p><u>2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。</u></p> <p><u>3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第<u>32</u>条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第<u>27</u>条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。</p>
---	--

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

<p>別記様式1-1~3-3 (略)</p> <p>別記様式4-1</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 緊急消防援助隊部隊移動 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 } 殿 市町村長 }</p> <p style="text-align: right;">消防庁長官</p> <p style="text-align: center;">緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見(照会)</p> <p>貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。</p> <p>1 部隊移動先及び部隊の規模等</p> <p>① 現在の出動先</p> <p>_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村 _____</p> <p>② 部隊移動先</p> <p>_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村 _____</p> <p>2 部隊移動を求める部隊</p> <p>① 都道府県隊・消防本部(_____)</p> <p>② 部隊の種類と数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部隊種別</th> <th style="width: 50%;">隊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指揮支援隊</td><td></td></tr> <tr><td>都道府県指揮隊</td><td></td></tr> <tr><td>消火部隊</td><td></td></tr> <tr><td>救助部隊</td><td></td></tr> <tr><td>救急部隊</td><td></td></tr> <tr><td>後方支援隊</td><td></td></tr> <tr><td>航空部隊(ヘリ)</td><td></td></tr> <tr><td>水上部隊</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部隊種別</th> <th style="width: 50%;">隊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>特殊 毒劇物等対応隊</td><td></td></tr> <tr><td>災害 大規模危険物火災対応隊</td><td></td></tr> <tr><td>部隊 密閉空間火災等対応隊</td><td></td></tr> <tr><td>水難救助隊</td><td></td></tr> <tr><td>特殊 遠距離大量送水隊</td><td></td></tr> <tr><td>装備 消防活動二輪隊</td><td></td></tr> <tr><td>部隊 震災対応特殊車両隊</td><td></td></tr> <tr><td>その他の特殊な装備隊</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 任務及び特記事項</p> <p>_____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班</p> <p>消防防災無線電話 (アクセス№) +7860~7862 電話 03-5253-7527</p> <p>消防防災無線FAX (アクセス№) +7789 FAX 03-5253-7537</p> </div>	部隊種別	隊数	指揮支援隊		都道府県指揮隊		消火部隊		救助部隊		救急部隊		後方支援隊		航空部隊(ヘリ)		水上部隊		部隊種別	隊数	特殊 毒劇物等対応隊		災害 大規模危険物火災対応隊		部隊 密閉空間火災等対応隊		水難救助隊		特殊 遠距離大量送水隊		装備 消防活動二輪隊		部隊 震災対応特殊車両隊		その他の特殊な装備隊		<p>別記様式1-1~3-3 (略)</p>
部隊種別	隊数																																				
指揮支援隊																																					
都道府県指揮隊																																					
消火部隊																																					
救助部隊																																					
救急部隊																																					
後方支援隊																																					
航空部隊(ヘリ)																																					
水上部隊																																					
部隊種別	隊数																																				
特殊 毒劇物等対応隊																																					
災害 大規模危険物火災対応隊																																					
部隊 密閉空間火災等対応隊																																					
水難救助隊																																					
特殊 遠距離大量送水隊																																					
装備 消防活動二輪隊																																					
部隊 震災対応特殊車両隊																																					
その他の特殊な装備隊																																					

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-2

緊急消防援助隊部隊移動

消防庁長官 殿
(消防応援活動調整本部経由)

平成 年 月 日

市 町 村 長

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見(回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-3

緊急消防援助隊部隊移動

消防庁長官 殿

平成 年 月 日

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見(回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-4

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の求め

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を求めます。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊災害部隊	
毒劇物等対応隊	
大規模危険物火災対応隊	
密閉空間火災等対応隊	
水難救助隊	
特殊装備部隊	
遠距離大量送水隊	
消防活動二輪隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先 : 消防庁応急対策室 広域応援班
 消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電話 03-5253-7527
 消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-5

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出勤先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部(_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊災害部隊	
毒劇物等対応隊	
大規模危険物火災対応隊	
密閉空間火災等対応隊	
水難救助隊	
特殊装備部隊	
遠距離大量送水隊	
消防活動二輪隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先 : 消防庁応急対策室 広域応援班
 消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電 話 03-5253-7527
 消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-6

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
(消防応援活動調整本部経由)

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行いましたので、連絡します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
_____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部(_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先 : 消防庁応急対策室 広域応援班
 消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電話 03-5253-7527
 消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-7

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県隊長 }
指揮支援隊長 }

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出勤先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊災害部隊	
毒劇物等対応隊	
大規模危険物火災対応隊	
密閉空間火災等対応隊	
水難救助隊	
特殊装備部隊	
遠距離大量送水隊	
消防活動二輪隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-8

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出勤先

_____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

② 部隊移動先

_____ 都・道・府・県
 _____ 市・区・町・村 _____

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部(_____)

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式4-9

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動が指示されましたので、消防組織法第44条の3第4項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊災害部隊	
毒劇物等対応隊	
大規模危険物火災対応隊	
密閉空間火災等対応隊	
水難救助隊	
遠距離大量送水隊	
消防活動二輪隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

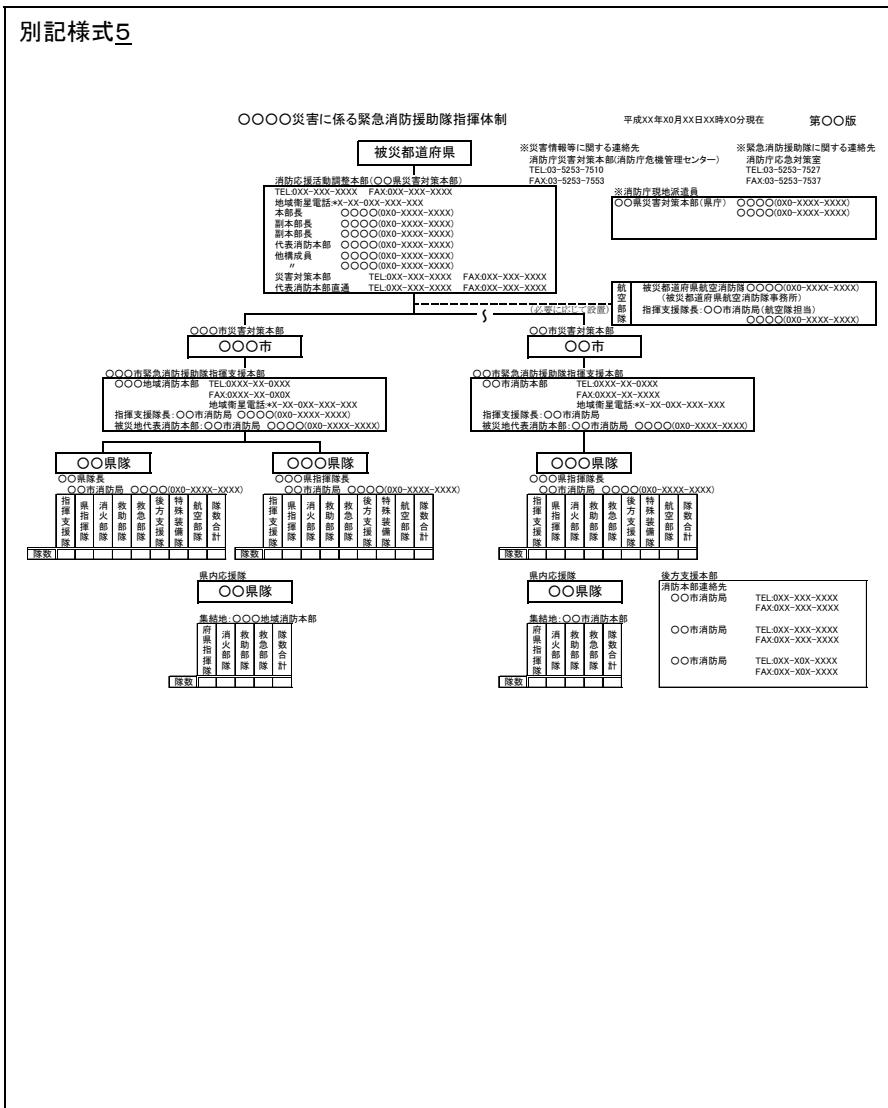
③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

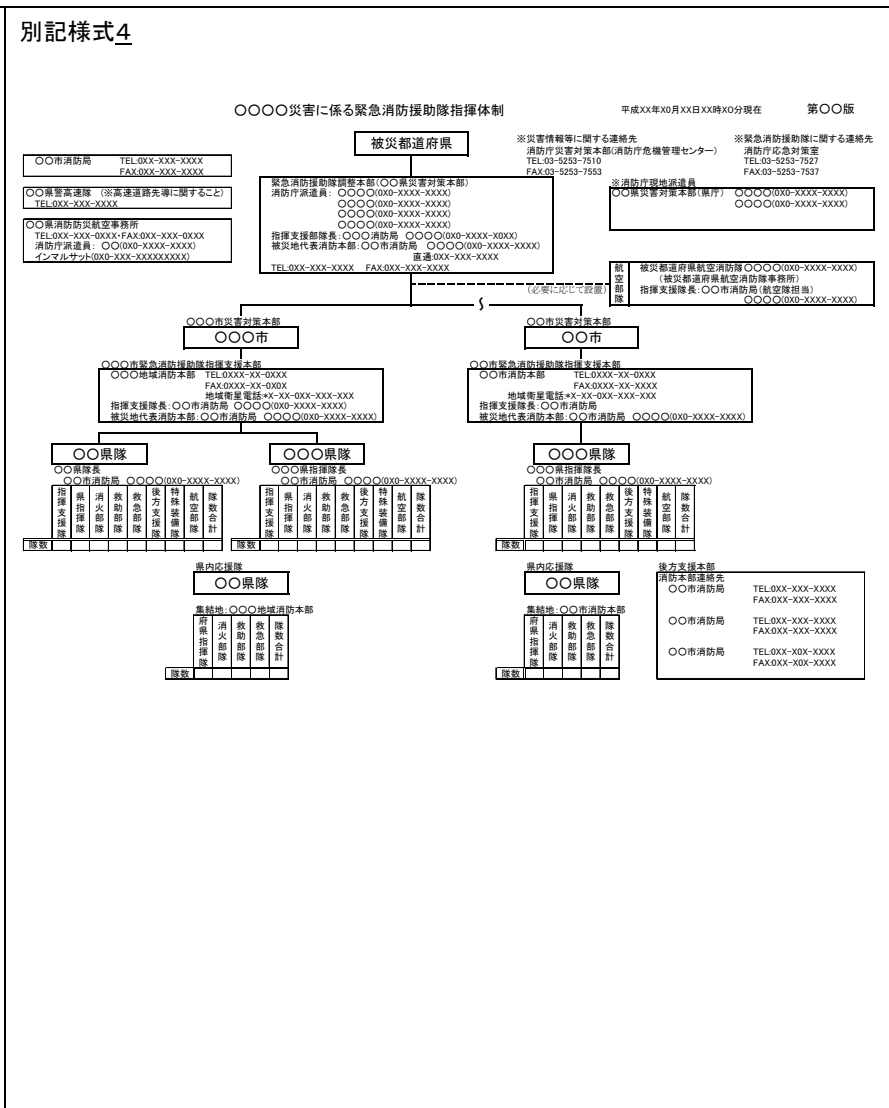
問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班
消防防災無線電話 (アクセス№) +7860~7862 電話 03-5253-7527
消防防災無線FAX (アクセス№) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式5



別記様式4



緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

別記様式6

緊急消防援助隊活動報告

1 出動の状況

都道府県名				緊急消防援助隊番号		
消防本部名						
災害名						
出動先市町村						
出動の求め又は指示を受けた年月日		年 月 日				
出動した期間	出動した日時	年 月 日 時 分				
	帰署(所)した日時	年 月 日 時 分				
	期間	日 間				
出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数	
			指揮車	台		人
	通信車	台				
	その他の車両	台				
	都道府県隊指揮隊	隊	出動隊数	指揮車	台	人
				通信車	台	
				その他の車両	台	
	消 火 隊	隊	出動隊数	消防ポンプ自動車	台	人
				木槽付消防ポンプ自動車	台	
				化学消防ポンプ自動車	台	
				その他の車両	台	
				計	台	
救 助 隊	隊	出動隊数	救助工作車Ⅱ型	台	人	
			救助工作車Ⅲ型	台		
			救助工作車Ⅳ型	台		
			その他の車両	台		
計	台					
救 急 隊	隊	出動隊数	高規格救急車	台	人	
			上記以外の救急車	台		
計	台					
後方支援隊	隊	出動隊数	支援車	台	人	
			支援車Ⅱ型	台		
			その他の車両	台		
			計	台		

別記様式5

緊急消防援助隊活動報告

1 出動の状況

都道府県名				緊急消防援助隊番号		
消防本部名						
災害名						
出動先市町村						
出動の求め又は指示を受けた年月日		年 月 日				
出動した期間	出動した日時	年 月 日 時 分				
	帰署(所)した日時	年 月 日 時 分				
	期間	日 間				
出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数	
			指揮車	台		人
	通信車	台				
	その他の車両	台				
	都道府県隊指揮隊	隊	出動隊数	指揮車	台	人
				通信車	台	
				その他の車両	台	
	消 火 隊	隊	出動隊数	消防ポンプ自動車	台	人
				木槽付消防ポンプ自動車	台	
				化学消防ポンプ自動車	台	
				その他の車両	台	
				計	台	
救 助 隊	隊	出動隊数	救助工作車Ⅱ型	台	人	
			救助工作車Ⅲ型	台		
			救助工作車Ⅳ型	台		
			その他の車両	台		
計	台					
救 急 隊	隊	出動隊数	高規格救急車	台	人	
			上記以外の救急車	台		
計	台					
後方支援隊	隊	出動隊数	支援車	台	人	
			支援車Ⅱ型	台		
			その他の車両	台		
			計	台		

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数		
	航空隊	隊		ヘリコプター	機	人	
うちヘリテレ有り				機			
うち消火タンク有り				機			
水上隊	隊		消防艇	艇	人		
			特殊災害隊	隊	特殊車両	台	人
その他の車両	台						
大規模危険物 火災等対応隊	大型化学車	台					
	大型高所放水車	台					
	泡原液搬送車	台					
密閉空間 火災等対応隊	隊		屈折放水塔車	台	人		
			耐熱装甲型救助活動車	台			
計	隊		計	台	人		
特殊装備隊	遠距離大量 送水隊	隊	遠距離送水用大型ポンプ車	台	人		
			ホース延長車	台			
	消防活動二輪 隊	隊		自動二輪車	台	人	
	震災対応 特殊車両隊	隊		震災工作車	台	人	
				水難救助隊	隊	水難救助車	台
	その他の車両	台	救助艇				(艇)
	その他の 特殊装備隊	隊		はしご自動車	台	人	
				屈折はしご自動車	台		
				電源車・照明車	台		
				大型水槽車	台		
空気ボンベ充填車				台			
消火ロボット等				台			
計	隊		計	台	人		
合計	隊		車両	台	人		
			のべ	台			
			ヘリコプター	機			
			のべ	機			
			消防艇	艇			※のべ
のべ	艇						

※ 出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。
 ※ 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数		
	航空隊	隊		ヘリコプター	機	人	
うちヘリテレ有り				機			
うち消火タンク有り				機			
水上隊	隊		消防艇	艇	人		
			特殊災害隊	隊	特殊車両	台	人
その他の車両	台						
大規模危険物 火災等対応隊	大型化学車	台					
	大型高所放水車	台					
	泡原液搬送車	台					
密閉空間 火災等対応隊	隊		屈折放水塔車	台	人		
			耐熱装甲型救助活動車	台			
計	隊		計	台	人		
特殊装備隊	遠距離大量 送水隊	隊	遠距離送水用大型ポンプ車	台	人		
			ホース延長車	台			
	消防活動二輪 隊	隊		自動二輪車	台	人	
	震災対応 特殊車両隊	隊		震災工作車	台	人	
				水難救助隊	隊	水難救助車	台
	その他の車両	台	救助艇				(艇)
	その他の 特殊装備隊	隊		はしご自動車	台	人	
				屈折はしご自動車	台		
				電源車・照明車	台		
				大型水槽車	台		
空気ボンベ充填車				台			
消火ロボット等				台			
計	隊		計	台	人		
合計	隊		車両	台	人		
			のべ	台			
			ヘリコプター	機			
			のべ	機			
			消防艇	艇			※のべ
のべ	艇						

※ 出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。
 ※ 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

緊急消防援助隊運用要綱 新旧対照表

2 活動の状況		年	月	日	時	分
現地到着日時						
現地を離れた日時						
主な活動内容	活動場所					
	活動概要					
	活動開始日時					
	活動時間					
活動隊数						
活動中の異常の有無						
隊員の負傷の有無						
車両・資機材の損傷						
その他特記事項						

2 活動の状況		年	月	日	時	分
現地到着日時						
現地を離れた日時						
主な活動内容	活動場所					
	活動概要					
	活動開始日時					
	活動時間					
活動隊数						
活動中の異常の有無						
隊員の負傷の有無						
車両・資機材の損傷						
その他特記事項						